

屋外広告物掲出のしおり

H31.5

◆屋外広告物とは…

「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で広告板、広告塔、広告幕、はり紙等をいい、表示内容や表示目的を問いません。舞鶴市では良好な景観の維持や看板の落下等による危険を防止するため「京都府屋外広告物条例」及び「舞鶴市における屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則」に基づき、広告物を設置する場合に必要な規制を行っています。

◆屋外広告物の申請手続き

舞鶴市都市計画課へ次の書類を提出し許可を受けてから掲出してください。

屋外広告物許可申請書（正・副 各1部）

（申請書は広告物の掲出箇所毎に作成してください。）

添付書類

- ・許可申請書を補足する図面類（位置図、取付図、設計図等）
- ・土地等の使用承諾書（他人の所有又は管理地、建物等に掲出する場合）
- ・委任状（申請手続きを代理人（看板製作者等）に委任される場合）

※自己用広告物として事業所敷地内に掲出する広告物の総表示面積が5㎡以内の場合は、許可不要。

※許可期間は3年以内です。ただし、立看板、はり紙、幕広告等の許可期間は30日以内。

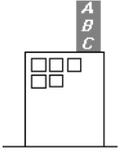
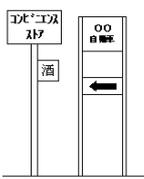
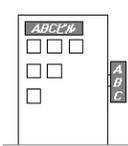
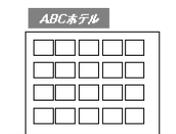
※許可期間の更新をする場合は、期間満了日までに申請手続きが必要です。（ただし、広告物が従前より変更なければ図面類は添付不要。）

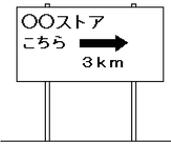
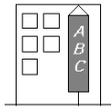


掲出を許可する広告物には、証票を発行します。貼付して掲出してください。

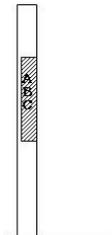
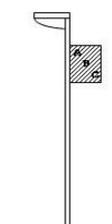
種 類	単 位	金 額
屋上広告物、アーチ広告物及び広告塔の類	1基又は1個につき 表示面積5㎡まで 表示面積5㎡を超える部分につき5㎡までごとに	1,500円 750円
軒下広告物、建植広告物、へい垣広告物その他の広告物の類	1枚、1基又は1個につき 表示面積5㎡まで 表示面積5㎡を超える部分につき5㎡までごとに	1,500円 750円
気球広告物	1個につき	1,350円
横断幕及び幕広告物	1張につき	500円
電柱広告物、街灯柱広告物	1個につき	500円
立看板、はり札、導標識、スタンドその他これらに類するもの	1個につき	500円
はり紙	100枚までごとに	600円

屋外広告物の許可基準の概要

種 類	許可の基準	説 明
(1) 路上広告塔	ア 高さが2m以下 イ 幅は高さを超えないこと	 <p style="text-align: right;">道路上には設置できません。</p>
(2) 屋上広告塔	ア 永久構造物で、高さが当該広告塔を設置する建築物又は工作物の高さの3分の1以下で、上端の高さが地上から46m以下 イ 横の長さは屋根幅の3分の1以下	 <p style="text-align: right;">建築物の屋上に設置され、広告物の形状が縦長のもの、または工作物建築確認済証の交付を受けるもの</p>
(3) 一般広告塔 (前2号に掲げる広告塔以外の広告塔)	ア 高さが、木造の場合、地上から10m以下で、その他の場合地上から30m以下 イ 幅は高さを超えないこと	 <p style="text-align: right;">広告物の形状が縦長であるもの（自己用広告物として常時掲出される立看板を含む）</p>
(4) 軒下広告物	ア 壁面に直接設置（直描を含む）するものは、表示面積が当該設置する壁面（以下「設置壁面」という）の面積の1/2以下で、長さが設置壁面の同一方向の長さを超えないもの イ 壁面から突出して設置するものは、広告面が設置壁面に対しておおむね平行なものにあつては、表示面積が設置壁面の面積の2/3以下で、かつ、20㎡以下で、長さが設置壁面の同一方向の長さを超えないもので、広告面が設置壁面に対しておおむね直角なものにあつては、表示面積が10㎡以下で、設置壁面から垂直方向に1m以上突出しないこと ウ 道路上に突出しないこと	 <p style="text-align: right;">建築物の壁面に設置または表示するもの</p>
(5) 屋上広告物	ア 洋風屋根に設置するものは、縦が3m以下で、横の長さが屋根幅の3分の2以下 イ 和風屋根に設置するものは、縦が2m以下で、横の長さが屋根幅の3分の2以下で、当該広告物の上端が大棟の高さを超えないこと ウ 永久構造物であること	 <p style="text-align: right;">建築物の屋上に設置され、広告物の形状が横長のもの</p>
(6) 立看板	ア 高さは2m以下で、幅は1m以下 イ 高さ30cm以上の脚を有すること ウ 掲出期間は、30日以内 エ 道路上に設置しないこと	 <p style="text-align: right;">建築物その他物件を利用して立てかけられ移動性のあるもの</p>

種 類	許可の基準	説 明
(7) 建植広告物 (市規則第4条 第1項も同じ)	ア 表示面積は、30㎡以内 イ 上端の高さは地上から6m以下 ウ 形状は、横短冊型であること	 <p>広告物の形状が横長であるもの（自己用広告物として常時掲出される立看板を含む）</p>
(8) へい垣 広告物	ア 表示面積は、当該広告物を設置するへい垣面の面積の1/2以下 イ 上端の高さは、へい垣の高さを超えないこと ウ 2個以上並べて設置する時は、その上端が同一の高さのもの エ へい垣に直描しないこと	 <p>へい垣を利用して設置されるもの</p>
(9) アーチ 広告物	ア 広告面の縦は2m以下 イ 設置する場所は、繁華街その他これに準ずる地域内であること	 <p>道路上空を横断してアーチ状に建植された物件を利用して表示されるもの</p>
(10) 気球広告物	ア 気球は球形で、直径3m以下 イ 綱の長さは、45m以下 ウ ネット面に広告物を設置 エ 補助綱を用いること オ 掲出期間は、30日以内	 <p>綱に綱を付けた気球を掲揚し、その綱を利用して表示されるもの</p>
(11) 横断幕	ア 縦は、1m以下 イ 設置する場所は繁華街その他これに準ずる地域内であること ウ 掲出期間は、30日以内	 <p>建造物その他の物件を利用して取り付けられるもの</p>
(12) 幕広告	ア 幅1.5m以下、長さ11m以下 イ 掲出期間は、30日以内	 <p>建造物その他の物件を利用して取り付けられるもの</p>
(13) はり紙	ア 表示面積は、1㎡以内 イ 一辺の長さは、1m以下 ウ 掲出期間は、30日以内 エ 形状は著しい変形でないこと	<p>建造物その他物件を利用してはり付けられるポスター等</p>
(14) その他の 広告物	前各号の広告物の許可基準との均衡を考慮して市長が適当と認めるものであること	

下記の広告物については、西舞鶴駅・東舞鶴駅周辺の道路、および中舞鶴の道路の一部の決められた場所についてのみ、許可されます。

<p>電柱広告物 (市規則第4条第2項)</p>	<p>ア 縦は1.2mで、横は50cm イ 下端の高さは地上から1.5m以上 ウ 鉄板巻付広告物であること エ 類似した内容を表示した電柱広告物は、知事が別に定める区間ごとに1個設置すること オ 色彩及び意匠は簡素なものであること カ ペンキ塗装その他これに類するもの</p>	 <p>電柱を利用して表示するもの</p>
<p>街灯柱広告物 (市規則第4条第3項)</p>	<p>ア 縦は50cm以下で、横は30cm以下 イ 下端の高さは、地上から4.5m以上(歩道と車道の区別がある道路の歩道上に設置された街灯柱に設置する広告物については、歩道上2.5m以上)であること ウ 突出広告物であること エ 街灯柱1本につき広告物を1個設置すること オ 色彩及び意匠は簡素なものであること カ ペンキ塗装その他これに類するもの</p>	 <p>街灯柱を利用して表示するもの</p>

◆郵送による申請

許可申請書を郵送にて申請される場合、申請書受理後に審査し許可となりましたら手数料の納入通知書を送付いたします。手数料の入金確認後に申請書副本と許可証票を送付しますので、申請書送付の際に返信用の切手又は封筒を同封してください。

詳細は、舞鶴市役所都市計画課まで。

◆手数料の納付方法

原則、都市計画課窓口または納入通知書にて納付してください。遠方にて納入通知書の取扱いができない等納入通知書での納付が困難な場合は、郵便局の払込用紙を利用してください。舞鶴市会計管理者口座へ振込んでいただくこととなります。

詳細は、舞鶴市役所都市計画課まで。

<p>屋外広告物のお問い合わせは</p> <p>舞鶴市役所 建設部 都市計画課</p> <p>〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地 T E L . 0773-66-1048 F A X . 0773-62-9894 E-mail. tokei@city.maizuru.lg.jp</p>
<p>※許可申請書の様式ファイル(pdf形式)は、ホームページでも公開しています。 ※舞鶴市内における屋外広告物の許可事務は、「京都府の事務処理の特例に関する条例」に基づき、舞鶴市が担当しています。</p>
<p>【京都府屋外広告物条例】 (京都府ホームページ) http://www.pref.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/aa30007261.html</p> <p>【舞鶴市における屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則】 (舞鶴市ホームページ) http://www.city.maizuru.kyoto.jp/html/reiki_int/reiki_honbun/k104RG00000338.html</p>